

平成27年11月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 板垣光則

平成26年(ワ)第62号 債務不存在確認等請求事件

口頭弁論終結日 平成27年9月17日

判 決

原告

同訴訟代理人弁護士

高 村 真 人

被告

同訴訟代理人弁護士

松 坂 祐 輔

桑 島 良 太 郎

主 文

- 1 被告は、原告に対し、100万円及びこれに対する平成25年12月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その4を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、488万9840円及びこれに対する平成25年12月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、貸金業者に対する借入金債務について、司法書士法3条2項所定の簡裁訴訟代理等関係業務の認定を受けている司法書士（以下、単に「認定司法書士」という。）である被告に任意整理を委任して、取引履歴の開

示を受けた結果、140万円を超える過払金が発生していることが判明したことから、地方裁判所に対し、当該貸金業者を被告として上記過払金の返還を求める訴訟を提起した上で、訴訟外で和解をするに至ったことに関し、同訴訟は、原告が弁護士に委任することなく、いわゆる本人訴訟として提起したものであるが、実際には、被告が、訴訟外で当該貸金業者と直接交渉を行うなどして、原告にその請求額を大幅に下回る不利な和解に応じさせたものであって、被告のかかる行為は、同契約上の善管注意義務に反するものとして債務不履行に当たるとともに、弁護士法72条に抵触するものとして不法行為を構成するなど主張して、債務不履行又は不法行為による損害賠償請求権に基づき、上記の請求額と和解金との差額に相当する損害金488万9840円及びこれに対する上記和解成立日の翌日である平成25年12月27日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である（なお、原告は、本件訴訟において、同請求と併合して、被告に対する上記委任契約に基づく報酬等支払債務の不存在確認を求める請求をしていたが、同請求については、分離の上、本件弁論準備手続期日において、被告が同債務の不存在を認める旨の和解が成立した。）。

1 争いのない事実等

- (1) 原告は、貸金業者との間で、継続的に金銭の借入れと返済を繰り返す金銭消費貸借取引を行っていたものである。被告は、東京都内に事務所を有する認定司法書士であり、無料法律相談会を開催して債務者から債務整理を受任するなどしていたものである。
- (2) 原告は、その居住地である北海道室蘭市内で被告が実施した無料法律相談会に参加したことがきっかけで、平成25年3月4日、被告に対し、貸金業者に対する借入金債務について、任意整理を委任した（以下、この契約を「本件委任契約」といい、この債務整理に係る紛争を「別件紛争」という。甲1の2）。

- (3) これを受け、被告は、原告の取引先の貸金業者であるCFJ合同会社（以下「CFJ」という。）に対し、原告の債務整理開始を通知し、その取引履歴の開示を受けた（甲2、3）。
- (4) 原告は、上記の取引履歴を踏まえ、その弁済金のうち利息制限法所定の利息の制限を超えて支払った部分を元本に充当するなどの計算をすると、過払金が発生しているとして、平成25年11月9日付け訴状をもって、CFJを被告として、不当利得返還請求権に基づき、上記過払金836万1170円及び同日までに生じた利息209万8670円の合計1045万9840円及び上記過払金に対する同月10日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求める訴訟（以下「別件訴訟」という。）を当庁に提起した（甲5）。
- (5) 原告は、別件訴訟について、平成25年12月11日に実施された第1回口頭弁論期日に出頭した後、次回期日までの間に、CFJとの間で、和解の交渉を行い、同月26日、CFJが原告に対し、その和解金として557万円を平成26年3月10日までに支払う旨の訴訟外の和解が成立し、原告において上記和解金を受領した後、訴えを取り下げたことをもって同訴訟は終了した（甲10）。
- (6) 被告は、別件訴訟において、原告の訴状を作成するなどの事務を行うとともに、上記の訴訟外の和解の交渉に関わるなどした（ただし、その関与の形態については、後記のとおり争いがある。）。

2 争点

本件の主たる争点は、①被告の別件訴訟における関与が債務不履行又は不法行為を構成するか否か（被告の債務不履行又は不法行為の成否）及び②原告の損害である。

- (1) 争点①（被告の債務不履行又は不法行為の成否）について
（原告の主張）

被告は、別件紛争について、原告の代理人として、CFJから取引履歴の開示を受け、その目的となる過払金の額が140万円を超えるものであって、認定司法書士が法律事務を扱うことができない案件であることが明らかとなった以上、その段階で、本件委任契約は無効となり、同契約に基づく善管注意義務の履行及び司法書士法2条が定める公正かつ誠実に業務を遂行する職責として、原告に対し、明確に辞任の意思を表示した上で、訴訟外の和解の交渉に介入することを回避すべき義務があり、とりわけ上記過払金に係る不当利得返還請求は、高額であって、法的知識を欠く原告自身による適切な処理は事実上期待できず、弁護士に委任してこそ、適切な結果が得られるものであるから、弁護士へ相談するよう助言すべき義務があったというべきである。

しかるところ、被告は、こうした義務を果たすことなく、別件紛争について、上記のとおり過払金の額が140万円を超えることが判明して以降も、報酬を得る目的で、原告に対し、本件委任契約が有効に存続することを装い、別件訴訟において、原告が直接CFJと交渉しないよう働きかけながら、その訴訟外で被告がCFJとの交渉に当たり、原告に対し、何らの根拠もなく、CFJが破綻する可能性があるから早く和解したほうが良いなどと助言し、請求額を大幅に下回る不利な和解に応じさせたものである。

被告のかかる行為は、本件委任契約上の善管注意義務に反するものであって、債務不履行に当たるとともに、弁護士法72条に抵触するものであって、不法行為を構成するというべきである。

仮に、被告の上記交渉への関与が、被告の主張するような使者としての行為にとどまるものであるとすれば、かかる行為は、本件委任契約に基づき、訴訟又は交渉により別件紛争の解決を図るべき義務を履行していないことになるから、いずれにしても債務不履行が成立するというべきである。

(被告の主張)

被告は、CFJから取引履歴の開示を受け、過払金の額が140万円を超えることが判明した段階で、原告に対し、弁護士に委任するよう勧め、原告において、一旦は、被告の紹介した弁護士の委任状を被告に送付したが、同弁護士から示された訴訟の見通しを原告に伝えたところ、原告自ら、同弁護士への委任を取りやめ、本人訴訟として別件訴訟を提起したのである。その際、被告は、司法書士として訴状の作成事務を行ったほか、別件訴訟について、CFJ側は訴訟に慣れた支配人が対応するのに対し、原告は素人であることから、初めからCFJのペースで訴訟や和解が進行しないよう、原告に対し、第1回口頭弁論期日に当たり必要な注意事項を伝えたことはあるが、これは訴状作成に伴う相談の一貫にすぎず、被告が訴訟外でCFJと交渉するため、原告が直接CFJと交渉しないよう働きかけたものではない。原告は、別件訴訟の口頭弁論期日に自ら出頭して対応し、同期日において裁判所から弁護士に委任するよう助言を受けたのに、これを選択しなかったのである。その後、被告は、訴訟外における原告とCFJの間の和解の交渉について、双方の希望額を伝達したことはあるが、これらの対応は被告が送達受取人に指定されていたことに付随するものにすぎず、原告の代理人としてCFJと交渉したものではない。

以上のとおり、原告は、2度にわたり弁護士に委任する機会がありながら、自らの判断でこれを選択しなかったのであり、訴訟外の和解についても自らの意思でこれに応じたのであって、被告の上記対応は、何ら弁護士法72条に抵触するものでもないから、債務不履行又は不法行為のいずれも成立しないというべきである。

(2) 争点②（原告の損害）について

（原告の主張）

過払金に関する一連の判例からみて、別件訴訟において原告が敗訴する余地はなかったにもかかわらず、上記のとおり、被告は、原告に対し、何らの

根拠もなく、C F J が破綻する可能性があるから早く和解したほうがいいなどと助言して、請求額を大幅に下回る不利な和解に応じさせたものであって、仮に弁護士が同訴訟の追行を受任していれば、このような和解に応じるはずはない。

以上によれば、原告は、上記の債務不履行又は不法行為により請求額と和解金との差額に相当する488万9840万円の損害を被ったというべきである。

仮に、かかる財産上の損害について、相当因果関係が認められないとしても、同額に相当する慰謝料が発生したというべきである。

(被告の主張)

被告が原告に対しC F J が破綻する可能性があるという趣旨の助言をしたことはあるが、これは、被告において同業者と日常的に情報交換をする中で、C F J が提示する和解金の額は他社に比べて低率であり、経営状況がよくないというのが定説であったため、その旨指摘したにすぎず、原告は、早期の過払金の回収を図るため、自らの意思で、かかる和解に応じたのであって、これについて何らの損害も生じていないというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 本件の事実関係について

前記の争いのない事実等に加え、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- (1) 本件委任契約は、被告が認定司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務として原告の債務整理を行うことを内容とするものであり、その報酬について、着手金、基本報酬金等に加え、成功報酬として過払金の返還を受けた時はその返還額の一定割合（訴訟による場合は24%）の報酬を支払うことが定められていたほか、被告からの注意事項として、原告が、被告を介さないで債権者と交渉、示談しないよう求められていたが、他方で、後日その紛争の目的の

額が140万円を超えることが判明し、被告が同業務を行うことができなくなった場合の取扱いについては、契約書その他の書類上何ら定められていなかった（甲1の2，3）。

- (2) 被告は、原告の代理人として、別件紛争について、CFJから、その取引履歴の開示を受け、その過払金の額が140万円を超えることが判明したことから、原告に対し、電話連絡で「CFJに強い弁護士をつける」などと告げ、被告の知人である■■■■■弁護士への委任を勧め、一旦は、その委任状を原告に提出させたが、同弁護士に訴訟を提起した場合の見通しを尋ねたところ、同弁護士から過払金元本の7割5分から9割5分の範囲で和解する方針であるとの回答を受けたことを踏まえ、原告にその委任を取りやめさせた上、その際、原告に対し、訴訟の期日には、CFJ側も出頭しないと思われるため、被告も同行しない旨告げ、原告一人で出頭するよう伝えた（甲4，28，乙1，8，12，原告本人，被告本人）。
- (3) その後、被告は、別件訴訟に係る訴状を作成し、その訴状において被告自身を送達受取人と指定して、当庁にこれを提出したが、その提出に当たり、原告に対し、あらかじめ訴状を送付するなどしてその内容を確認させたり、送達受取人の指定について原告の了解をとることもなく、訴状の押印も、被告自らが原告名義の印鑑を用意してその押印をしたものであり、その後、第1回口頭弁論期日前に、CFJから提出された答弁書も、原告に交付することなく、被告の下に留め置いていた（甲5，28，原告本人，被告本人）。
- (4) 被告は、別件訴訟の第1回口頭弁論期日に先立ち、原告に対し、訴状の写しとともに、同期日に関する連絡文書を送付し、同文書をもって、元金は最低でも求めたい、利息を含め1000万円を目標に進めていきたいなどと回収額の目標について助言した上で、期日において裁判所から、訴状の内容等について尋ねられた場合、「訴状記載のとおりです」「検討の上、次回期日までに回答します」などと返答すれば問題ないなどと助言する一方で、全て

司法書士に任せていると述べないよう注意していたが、その後、同期日にC F Jの支配人が出頭することが分かるや、電話で、原告に対し、C F Jから和解を持ちかけられても、被告に任せているとだけ伝えて和解には応じないよう助言していた（甲7，13，28，原告本人）。

(5) 原告は、平成25年12月11日、別件訴訟の第1回口頭弁論期日に出頭し、同期日においてC F Jとの間で和解の交渉などをすることもなく期日は続行となったところ、その期日終了後、被告は、原告から、電話で、同期日において裁判所から弁護士に委任するよう助言されたことなど、期日の経過の報告を受けていたほか、C F Jの支配人からも、電話で、同様に、期日の経過の報告を受け、その際、同支配人が原告側に和解案を伝えるため後日被告の事務所に来訪する約束をした（甲13，28，原告本人，被告本人）。

(6) その後、被告は、同事務所にC F Jの支配人が来訪した際、同支配人から、別件訴訟について、C F J側の計算方法により算定される過払金元金約743万円の7割に相当する520万円を返還するとの和解案の提示を受けたことから、電話で、原告に対し、その和解案を伝えるとともに、その際、C F Jが破綻する可能性もあるため、早期に解決するほうが安全であるとの助言をした（甲13，28，乙11，12，原告本人，被告本人）。

(7) 被告は、後日、原告から、上記の提案に対し過払金元金の7割5分の返還を受けられるのであれば和解に応じるとの返事を受け、C F J側にその旨伝えたところ、C F Jもこれを受け入れたことから、被告において、和解契約書を作成の上、両者の間でこれを取り交わさせるなどして、前記の和解が成立するに至った（甲10，13，28，原告本人，被告本人）。

(8) その後、被告は、原告に対し、これらの事務の報酬として、裁判実費等10万3000円、報酬基本金4万2000円、管理費1万3650円のほか、過払返還金報酬140万3640円（上記和解による返還額557万円の25.2パーセントに相当する額）の合計156万2290円の支払を求めた

が、原告は、弁護士を選任した上で、被告によるこれらの事務の取扱いが弁護士法72条に抵触することを理由に、その支払を拒絶し、本件訴訟を提起するに至った（甲8，9，11ないし13）。

2 争点①（被告の債務不履行又は不法行為の成否）について

- (1) 本件委任契約は、前記のとおり、被告が認定司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務として原告の債務整理を行うことを目的としたものであるから、その取引履歴の開示の結果、その紛争の目的となる過払金の額が140万円を超えることが判明した段階で、それ以降、被告が上記委任事務を取り扱うことは、同業務の範囲を超え、弁護士法72条に抵触することになるため、その時点で、同契約は、その目的を達することができないものとして終了すると解するのが相当である。

しかるところ、前記事実関係によれば、被告は、上記の段階で、原告に対し、一旦は知人の弁護士への委任を勧めたものの、同弁護士の和解の方針を確認するや、原告にその委任を取りやめさせたものであり、その際、別件訴訟の期日には、原告本人が出頭するよう告げたにとどまり、被告において、認定司法書士として、訴訟の代理のみならず訴訟外の交渉を含む上記委任事務全般について遂行することができなくなったことを告げていた形跡はみられないのである。

この点、被告は、認定司法書士が140万円を超える紛争について、その法律事務を取り扱うことができないことについては、当初の相談会の際に、他の司法書士が説明しており、被告自身も、上記の段階で弁護士への委任を勧めた際に説明したかのごとくの供述をする。しかし、その供述自体あいまいなものであって、直ちに採用できるものでない。むしろ、本件委任契約に係る契約書等において、このように重要な事項について明記されていなかっただけでなく、被告自身、それ以降、上記委任事務を遂行することができないにもかかわらず、後述のとおり、実際には過払金の回収に向けた業務を行

い、本件委任契約に従って、その回収額に応じた成功報酬を含む報酬の請求をしていたことなどの経緯に照らすと、被告において、こうした事項について、法律知識の乏しい原告が理解できるような方法で説明していなかった疑いが強いといわざるを得ない。

- (2) そして、前記事実関係によれば、被告が別件訴訟について取り扱った前記1(3)ないし(7)の事務のうち、同(3)の事務については、被告において、単に訴状を作成するにとどまらず、これを裁判所に提出するに当たり、原告本人に送付するなどしてその内容を確認させることもせず、本来当事者又は代理人がすべき訴状の押印について、被告自らが原告名義の印鑑を用意してその押印をした上で訴訟の提起に至っているものであり、この点被告が供述するように上記押印自体について原告の了解を得ていたとしても、こうした行為は、司法書士法3条1項4号の書類作成業務の範囲を超えることは明らかであり、実質的にみて原告名義で訴訟を提起することを代理したものと いわざるを得ない。また、被告が上記訴状において、原告の明確な承諾もなく、被告自身を送達受取人と指定した上、CFJから送付された答弁書を原告に送付することなく、これを被告の下に留め置いたというのも、訴訟代理人でなければ許容されないことである。前記1(4)の事務についても、被告が原告に対し、別件訴訟の口頭弁論期日に当たり、訴訟手続に関する一般的な説明にとどまらず、裁判所から訴状の内容等について尋ねられても、訴状記載のとおりとだけ述べ、次回期日までに回答するよう返答すれば問題ないなどと助言しているが、かかる行為は、後述のとおり被告が訴訟外でCFJとの交渉に当たるため、期日において原告本人が自己の判断で対応しないよう働きかけたものとみられるものであって、上記の訴状提出の実態と併せて考えると、訴訟における弁護士代理の原則（民事訴訟法54条）を実質的に潜脱する趣旨のものといわざるを得ない。

前記1(5)ないし(7)の事務についても、被告は、これに先立ち、原告に対し、

本件委任契約締結時に原告が被告を介することなく債権者と示談や交渉しないよう注意するとともに、上記期日前にもCFJの支配人が同期日に出頭すると分かるやCFJから和解を持ちかけられてもこれに応じないよう注意するなどして、原告がCFJと直接交渉しないよう働きかけながら、訴訟外で、被告自身がCFJの支配人と面会して和解案の提示を受け、原告に対しては、CFJが破綻する可能性を示すなどして早期解決を助言しながら、その意向を聴取するなどした上で、両者の意向の合致をみるや、和解契約書を作成してこれを取り交わさせるなど、当事者の間に介在して和解の成立を取りはからったものであって、こうした行為は、訴訟外における和解について代理又は周旋をしたものにほかならないというべきである。

以上によれば、被告が、別件紛争について、その目的となる過払金の額が140万円を超えることが判明して以降も、その回収のために、訴訟の提起や訴訟外の和解について法律事務を取り扱うなどしたものであること、このことは、被告自らが本件委任契約に従って同事務を遂行したことを前提として過払金の回収額に応じた成功報酬を含む報酬の請求をしていることから明らかである。こうした行為は、非弁護士が報酬を得る目的で業として法律事務を取り扱うなどするいわゆる非弁行為に当たり、弁護士法72条に抵触するものというべきである。

- (3) この点、弁護士法72条が非弁行為を禁止する趣旨について、弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、ひろく法律事務を行うことをその職務とするものであって、そのために弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされているなど、諸般の措置が講ぜられているのであるが、世上には、このような資格もなく、なんらの規律にも服しない者が、みずからの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とするような例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、

法律生活の公正かつ円滑なとなみを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同条は、かかる行為を禁圧するために設けられたものと考えられ（最高裁昭和46年7月14日大法廷判決刑集25巻5号690頁参照）、同条自体は、いわゆる公益的規定であると解されるが、これに抵触する委任契約は、民法90条の規定により無効となると解されているのである（最高裁昭和38年6月13日第1小法廷判決民集17巻5号744頁）。こうした法律の趣旨等にかんがみれば、非弁護士が弁護士法72条に抵触して法律事務を取り扱うなどしたことにより、これについて十分な理解のないまま委任した当事者の利益が損なわれた場合には、不法行為法上も違法になると解するのが相当であり、このことは、認定司法書士が140万円を超える紛争について法律事務を取り扱うなどした場合でも異なることはないというべきである。

これを本件についてみると、前記事実関係によれば、原告は、別件紛争について、その目的である過払金の額が140万円を超えるため、被告が認定司法書士としてその法律事務を取り扱うことなどが法律上許されないことについて、被告から、原告が理解できる方法で説明を受けていなかったため、この点について十分な理解のないまま、被告にかかる事務の処理をさせていたとみられるのであり、その結果、訴訟外において、別件訴訟の請求額を相当程度下回る和解をするに至っているのであって、後述のとおり、被告にかかる事務の処理をさせることなく、別途弁護士にこれを委任し、又は相談するなどの機会があれば、より有利な条件による過払金の回収を図ることができた可能性は相当程度あったとみられるのである。そうすると、被告の上記非弁行為は、原告のこうした利益を侵害したものとして、不法行為を構成するというべきである。この点、前記事実関係によれば、原告において、一旦は被告から勧められた弁護士を委任しようとしたが、これを取りやめたという経緯があるほか、別件訴訟の口頭弁論期日において裁判所から弁護士に委

任すべきことについて助言を受けたという経緯があるものの、上記のとおり、そもそも原告において、被告が訴訟の代理のみならず訴訟外の和解の交渉を含む法律事務を取り扱うなどすることが法律上許さないことについて、十分な理解を欠いていた以上、これらの機会に弁護士に委任しなかったという事実自体は、上記判断を左右するものとはいえない。

なお、本件委任契約は、その紛争の目的となる過払金の額が140万円を超えることが判明した時点で、その目的を達せられないものとして終了することは前記説示のとおりであるが、その際、被告が原告に対して別途弁護士に相談するよう積極的に助言すべき契約上の義務があるとまではいえず、また、その時点で同契約は終了する以上、それ以降、被告が別件紛争の解決を図るべき契約上の義務がないことはもちろん、同事務への関与を回避すべきこと自体が契約上の義務の内容となるものではないことも明らかである。したがって、かかる契約上の義務があることを前提として債務不履行が成立するという原告の主張は理由がない。

3 争点②（原告の損害）について

- (1) 前記の経緯や原告の供述によると、別件訴訟について原告が訴訟外で請求額を相当程度下回る和解に応じたのは、その際に、被告からCFJの破綻の可能性を指摘され、早期の解決を図るほうが安全であるとの助言を受けたことによると認められる。この点、原告は、過払金返還請求に関わる一連の判例からみて、別件訴訟において、原告が敗訴する余地はなく、CFJが破綻する可能性もなかったことから、弁護士へ委任するなどしていれば、このような額で和解に応じることはなかったなどとして、同訴訟の請求額と和解額の差額に相当する損害が発生したと主張する。

しかしながら、利息制限法所定の制限利率を超える利息で貸し付けを行っていた貸金業者は、軒並み多数の債務者から過払金返還訴訟を提起されて経営が悪化し、倒産に至った業者も散見されることは公知の事実であり、この

うちCFJも、その当時、店舗や業務を順次縮小した上で、新規の貸付業務を停止したことを公表していたものであって、こうしたことから、弁護士の間でも、早期解決を図るため、請求額を相当程度下回る額でも和解に応じる方針を取っている者もいるのである（乙2, 3, 8, 9, 11）。そうすると、別件訴訟において原告が敗訴する可能性が低かったとしても、こうした事情を考慮して、早期の確実な回収を重視して請求額を相当程度下回る額で和解をすること自体が合理性を欠くものであるとまではいえず、当時は原告自身もそうした意向を有していたとみられるのであり、別途弁護士に委任するなどの機会があれば、請求額又はこれに近い額の過払金を現実に回収できた蓋然性が高いとまでは断ずることはできないから、かかる財産的損害を認めることはできない。

- (2) もっとも、別件訴訟の内容や請求額と和解金との対比及び同種事案の訴訟の実情等に照らすと、原告において、別途弁護士に委任し、又は相談するなどの機会があれば、より有利な条件の回収を図ることができた可能性が相当程度あることは否定できないところであり、こうした可能性の程度や被告の上記非弁行為の違法性の程度その他諸般の事情を考慮すると、原告において、かかる利益が損なわれたことにより生じた精神的苦痛は、100万円をもって相当と認める。

4 結論

よって、原告の本件請求は、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料100万円及びこれに対する不法行為後である平成25年12月27日（訴訟外の和解成立日の翌日に当たる）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、これを認容し、その余は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所室蘭支部

裁判官 井出弘隆

これは正本である。

平成27年11月27日

札幌地方裁判所室蘭支部

裁判所書記官 板垣光則

